

# JIS

## ハロゲン電球（自動車用を除く）－性能仕様

JIS C 7527 : 2011

(JELMA/JSA)

平成 23 年 9 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小田 哲治	東京大学
(委員)	岩本 佐利	一般社団法人日本電機工業会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	大崎 博之	東京大学
	長田 明彦	社団法人日本配線器具工業会
	亀田 実	社団法人日本電線工業会
	京橋 昌次郎	社団法人電池工業会 (パナソニック株式会社エナジー社)
	熊田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	島田 敏男	社団法人電気学会
	下川 英男	社団法人電気設備学会
	鈴木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	豊馬 誠	電気事業連合会
	中村 禎之	一般社団法人日本電機工業会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田 育男	IEC/ACOS 専門委員 (IDEC 株式会社)
	山田 秀	筑波大学

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 43.5.1 改正：平成 23.9.20

官 報 公 示：平成 23.9.20

原 案 作 成 者：社団法人日本電球工業会

(〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-15-9 明治安田生命末広町ビル TEL 03-5812-1271)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット 環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 性能要求事項	4
4.1 一般事項	4
4.2 口金	5
4.3 寸法	5
4.4 消費電力	5
4.5 光学特性	5
4.6 光束維持率及び最大光度維持率	5
4.7 表示事項	5
5 照明器具設計のための参考情報	6
6 データシート	6
6.1 データシート番号の一般法則	6
6.2 データシートのリスト	6
附属書 A (規定) 光学特性, 光束維持率, 最大光度維持率及び寿命特性の試験方法	29
附属書 B (規定) 図記号	31
附属書 C (参考) 照明器具設計のための参考情報	32
附属書 D (参考) ガラス球温度測定方法	35
附属書 E (参考) ILCOS コード	36
附属書 JA (規定) 電球の形式	44
附属書 JB (参考) 参考文献	45
附属書 JC (参考) JIS と対応国際規格との対比表	46
解 説	50

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会（JELMA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 7527:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## ハロゲン電球（自動車用を除く）—性能仕様

## Tungsten halogen lamps (non-vehicle)—Performance specifications

## 序文

この規格は、2002年に第3版として発行された IEC 60357, Amendment 1 (2006) 及び Amendment 2 (2008) を基に、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補 (Amendment) については編集し、一体とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JC に示す。

## 1 適用範囲

この規格は、定格電圧 250 V 以下の次の用途のハロゲン電球（以下、電球という。）の性能要求事項について規定する。ただし、非常時用照明器具用、自動車用、航空機用及びそれに類する用途の電球は、この規格の適用範囲外とする。

- a) 光学機器用（映画映写用及びスチール写真映写用電球を含む。）
- b) 舞台・スタジオ・写真用
- c) 一般照明用両口金形
- d) 特殊用
- e) 一般照明用片口金形
- f) 舞台照明用

**注記 1** ハロゲン電球の安全に関する規格及び検査方法は、JIS C 7551-2 及び JIS C 7551-3 に規定する。IEC 規格の内容は、規定商習慣の差異、ロット構成法の違いによる品質保証システムに相違があるため、不採用とした。

**注記 2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60357:2002, Tungsten halogen lamps (non-vehicle)—Performance specifications, Amendment 1:2006 及び Amendment 2:2008 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

**注記 3** d) 特殊用 及び f) 舞台照明用 の対象となる電球のデータシートはこの規格で規定していない。団体規格又は当事者間の協定により要求事項を規定している場合、この規格の規定に準拠することにより、将来データシートを加えることを容易にするため、対応国際規格と同様、対象範囲に含めて規定した。